

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八戸市長 熊谷 雄一

市町村名 (市町村コード)	八戸市 (02203)
地域名 (地域内農業集落名)	是川地区 (田中、風張、志民、妻ノ神、岩ノ沢、水野、西山、母袋子、差波、鴨平、番屋、天狗沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月18日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

農業者の平均年齢が65歳と高齢化が進み、担い手が引き受ける意向のある耕作面積よりも、65歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。

農地の保全・管理に対する意識が高く、中山間地域等直接支払交付金・多面的機能活用支払交付金を多くの地区で活用しているが、新規就農者を確保・育成しつつ、地域全体で農地を利用する仕組みの構築が課題である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、ねぎ、ながいも等を中心とした複数部門による農業経営を行い、地域農業を維持させていく。

高規格道路や高速道路があることから、市内外からの通勤型農業も含め、入作を希望する担い手の受入れを促進することにより対応していく。また、隣接地区には土地区画整理事業区域があることから、終業後や週末に営農するいわゆる週末農業という形態もあること等について周知を検討し、非農業者に対する農業への関心を高めていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	370 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	231 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農業委員会(農業委員、農地利用最適化推進委員)や市を中心として担い手の貸借意向等の情報を収集し、担い手(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織)や農地バンク・基盤法利用者を中心に利用集積を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

貸借は農地バンクの活用を基本とし、担い手の経営意向を尊重した集約化を進める。また、農業委員会に大規模農地の貸借希望があった場合は農地バンク担当部署へ誘導してもらうなど連携し積極的に活用させる。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

具体的な基盤整備事業の話はないが、希望がある場合は制度説明の機会を設ける。

貸借は農地バンクの活用を基本とし、契約更新の際は近隣地の状況を聞き取り、保全管理されている場合は貸借を勧奨するなど機会毎に声掛けを行い、徐々に集積を進める。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

高規格道路や高速道路があることから、市内外からの通勤型農業も含め、入作を希望する担い手の受入れを促進することにより対応していく。また、隣接地区には土地区画整理事業区域があることから、終業後や週末に営農するいわゆる週末農業という形態もあること等について周知を検討し、非農業者に対する農業への関心を高めていく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

機械設備を持つ農家に、稲刈り等一部作業を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

①地域での鳥獣害の具体的対策はなく各農家が個別対応している。農作物被害があった場合は農作物被害確認部署へ連絡後現地確認のうえ、捕獲希望がある場合は農作物被害確認部署→鳥獣害担当部署へ連絡後、鳥獣被害対策実施隊が出動し罠の設置を行っている。また、一部農業者は電気柵を設置予定。

⑦4地区で中山間地域等直接支払交付金、2地区で多面的機能活用支払交付金を活用して保全・管理をしている。

⑧水利施設を管理していた改良区が解散決議をしたことにより、今後の管理方法が課題となる。